

令和3年第4回町議会臨時会会議の経過（7月21日）

議 長 皆さん、おはようございます。ただいまから令和3年第4回山北町議会臨時会を開会いたします。 （午前9時30分）

なお、瀬戸顯弘議員におかれましては、病気療養中のため欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

また、川西地区において断水対応のため上下水道課長の欠席の報告を町側から受けておりますので、御承知願います。

それでは、町長の挨拶を求めます。

町長。

町 長 皆さん、おはようございます。本日は令和3年第4回山北町議会臨時会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。開会に当たり、一言御挨拶を述べさせていただきます。

初めに、今月2日から3日にかけて活発な梅雨前線が東海地方や関東地方に発生したことにより、各地で道路の寸断や冠水など多くの被害が発生しました。特に、静岡県熱海市では大規模な土石流がおおよそ130棟もの住宅を襲い、今もなお行方不明者の捜索が行われているところでもあります。犠牲となられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災されました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

なお、町では、令和3年7月大雨災害への義援金の募金箱を役場庁舎などへ設置いたしましたので、議員の皆様におかれましても御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、感染の再拡大が続く東京におきまして、7月12日から8月22日まで4度目となる緊急事態宣言が発出されたところですが、今月14日には東京都の感染者数が1,000人を超えており、厚生労働省に助言しております専門家組織からは、しばらく感染拡大が続くとの指摘もあるとのこと。こうした中、神奈川県におきましても広範囲で感染者が急増しており、感染力の強いデルタ株、いわゆるインド株の感染も増えていることから、明日から特措法上の緊急事態宣言と同等の措置である神奈川版緊急事態宣言の措置が講じられ、県内全市町村が重点措

置区域として指定されます。こうした中、幼稚園や学校では、本日より夏休み期間となり、各地で人の流れが増えると思われまますので、町民の皆様におきましても気を緩めることなく、引き続き感染防止対策を徹底していただきますようお願い申し上げます。

さて、スポーツ界におきましては、メジャーリーグのエンジェルスで活躍する大谷翔平選手は、次々に歴史に残る活躍を見せております。今月13日にはオールスターゲームの前夜祭であるホームランダービーに日本人選手として初めて出場し、対戦相手の選手と壮絶な勝負を繰り広げました。ホームランダービーでは残念ながら初戦敗退となりましたが、翌日14日に行われたオールスターゲームでは、先発投手と1番指名打者という史上初の投打の二刀流による先発出場を果たすとともに、日本人選手では2人目となる勝利投手に輝きました。明るい話題が少ない中で、こうした日本人選手が活躍する姿は、子どもたちをはじめ多くの人たちに夢や希望を与えてくれるものと思っておりますので、明後日23日から始まります東京オリンピックにおきましても、日本代表選手団の活躍に期待するところであります。

なお、24日には自転車競技男子ロードレースが開催され、明神峠から三国峠までの町内1.6キロを世界各国の選手が通過いたします。残念ながら沿道での観戦は自粛をお願いすることとなりましたが、ゴールとなる静岡県小山町の富士スピードウェイでは、有観客で開催される方向で準備が進められておりますので、大会運営面や競技面、全てにおいて無事に大会が開催されることを祈念しております。

さて、令和3年第4回山北町議会臨時会で御審議いただきます案件は、条例案件2件、令和3年度一般会計特別会計の補正予算案件2件の合計4件を提出させていただきましたので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

なお、全員協議会におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業等についてを御説明させていただく予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。御挨拶といたします。

議 長 臨時会の議会運営について、本日、午前9時から議会運営委員会を開催し、審査を行っておりますので、委員長から審査報告を求めます。

議席番号1番、瀬戸恵津子議会運営委員長。

1 番 瀬 戸

皆さん、おはようございます。

それでは、議会運営委員会の審査報告を申し上げます。

本日、午前9時から役場401会議室において、議員6名、議長の出席の下、令和3年第4回山北町議会臨時会の運営について審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

提出議案はお手元に配付されておりますように、条例改正案件2件及び補正予算案件2件の計4案件でございます。

審議方法は、本会議即決とし、会期は本日1日限りといたしました。

なお、本会議終了後、全員協議会を開催いたします。

以上で、議会運営委員会の審査報告を終わりにいたします。

議

長

議会運営に対する委員長審査報告が終わりましたので、臨時会の会期は委員長報告どおり本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議

長

御異議ないので、会期は本日1日限りと決定いたしました。

会議録署名議員に、議席番号4番、熊澤友子議員、議席番号10番、遠藤和秀議員の2名を指名いたします。

本日の議事日程はお手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、議案第41号 山北町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町

長

議案第41号 山北町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年7月21日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等に伴い、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 それでは、議案第41号 山北町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

最初に、条例改正の概要でございますが、国においてデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、この中で行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等が改正されました。いわゆるマイナンバー法の改正により、特定個人情報を第三者に提供できる場合として、従業者等の転職時において使用者間で従業者等の同意を得て従業者等の個人番号を含む特定個人情報を提供するという条文がマイナンバー法第19条第4号に追加され、同条第5号から第17号までの号ずれが生じているものでございます。

また、国において情報ネットワークシステムの所管が総務大臣から内閣総理大臣に変更となったことから、情報提供等記憶を訂正した場合の通知先も変更が生じているものでございます。

それでは、新旧対照表で御説明申し上げます。2枚おめくりください。

第30条第2号中、「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「番号法第19条第7号」を「番号法第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改めるものでございます。

それでは、1枚お戻りいただき、改正文を御覧ください。

附則。この条例は令和3年9月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第41号について、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

11番、堀口恵一議員。

11番 堀 口 11番、堀口です。

改正前と改正後で総務大臣から内閣総理大臣に変わっているところがありますが、これは情報管理において信頼性が高まったと考えてよろしいでしょうか。

議 長 総務防災課長。

総務防災課長 やはり大臣から総理大臣、首相ですので、その辺がまた高まったという

ことで認識のほうはしております。

議 長 ほかには質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので、議案第41号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、採決いたします。

議案第41号について、原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第41号は原案どおり可決されました。

日程第2、議案第42号 山北町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第42号 山北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

山北町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年7月21日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正等により、本条例を改正する必要性が生じたため提案するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 町民税務課長。

町民税務課長 それでは、議案第42号 山北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

初めに、今回の条例改正の主な概要でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が一部改正されたことに伴い、マイナンバーカードの交付手数料に係る徴収義務が地方公共団体情報システム機構からの委託事務となり、カードの再発行時に必要とする手数料の取扱いについても明確になったため、本条例における個人番号カードの再交付手数料に係る規定を廃止するものでございます。

内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。新旧対照表のほうを御覧ください。

第2条中、第30号を削除し、これに伴い、第31号を第30号へ、第32号を第31号へ、第33号を第32号へそれぞれ繰り上げるものでございます。

それでは、議案にお戻りください。

附則。この条例は令和3年9月1日から施行する。

説明は以上でございます。

議 長 説明が終わりましたので、議案第42号について質疑に入ります。
質疑のある方はどうぞ。
質疑がないので、議案第42号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、採決いたします。
議案第42号について、原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第42号は原案どおり可決されました。
日程第3、議案第43号 令和3年度山北町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第43号 令和3年度山北町一般会計補正予算(第4号)。
令和3年度山北町の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,266万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ51億6,519万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条地方債の変更は、「第2表、地方債補正」による。

令和3年7月21日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算の主なものは、子育て世代生活支援特別給付金事業や災害復旧事業による増額で、歳入歳出それぞれ8,266万9,000円増額補正するものです。

詳細については、担当課のほうから説明いたします。

議 長 財務課長。

財務課長 それでは、議案第43号 令和3年度山北町一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

2ページ、3ページをお開きいただきたいと思います。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入については、16款国庫支出金から23款町債まで8,266万9,000円を増額補正するものでございます。

歳出につきましては、2款総務費から13款予備費まで歳入と同額を補正するものでございます。

4ページ、5ページをお開きください。

続いて、第2表、地方債補正でございます。

農林水産業債として、谷ヶ地区農地防災工事として500万円を借入れをするものでございます。

この起債については、緊急自然災害防止対策事業債でございまして、充当率が100%、今年度の普通交付税の基準財政需要額に元利償還金の70%が歳入される起債でございます。

次に、事項別に御説明いたします。

6ページ、7ページをお開きください。

初めに、歳入でございます。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金は696万5,000円の増額補正でございます。

5節の児童福祉費補助金は、国の補正予算により児童扶養手当給付者世帯などに5万円を給付するもので、事務費としては86万5,000円、給付金として610万円でございます。対象は122名でございます。

2目衛生費国庫補助金は102万6,000円の増額で、新型コロナウイルスワク

チン接種体制確保事業として貿易品の購入や医師、保健師の謝礼などがございます。

8目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は2,867万8,000円で、コロナウイルス対策の交付金でございます。

20款繰入金、1項基金繰入金、11目財政調整基金繰入金は4,100万円の増額でございます。コロナウイルス対策や大雨による復旧のため繰入れをするものでございます。

23款町債、1項町債、9目農林水産業債は500万円の増額でございます。谷ヶ地区農地防災事業のために借入れをするものでございます。

8ページ、9ページをお開きください。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は58万2,000円の増額で、7月3日の大雨対応の職員の時間外勤務手当でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は6万8,000円の増額で、子育て世帯生活支援特別給付金事務のための職員の時間外勤務手当でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費は1,646万9,000円の増額でございます。

子育て支援事業の消耗品は、町内のゼロ歳から15歳の子どもに図書カードなどを1万円分支給をするものでございます。対象は900名でございます。

通信運搬費については、その郵送料でございます。

会計年度任用職員経費は、子育て世帯生活支援特別給付金事務の臨時職員の経費でございます。

子育て世帯生活支援特別給付金事業の消耗品費、通信運搬費、口座振替手数料については事務費でございます。

子育て世帯生活支援特別給付金は、国の特別給付金5万円に町独自で1万円を給付し、1世帯6万円を給付するものでございます。対象は122名でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費。

10ページ、11ページをお開きください。

2目予防費は102万6,000円の増額でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の謝礼金については、医師、保健師の謝礼金で、消耗品については貿易物品の購入、食料費はお茶代、印刷製本費は封筒の印刷代などでございます。

次に、5款農林水産業費、1項農業費、5目農地費は500万円の増額で、谷ヶ地区の農地防災工事を実施するものでございます。

6款商工費、1項商工費、4目商品券特別会計繰出金は3,927万2,000円の増額で、プレミアム付商品券のプレミアム分などを繰り出すもので、プレミアム率は50%でございます。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農林水産施設災害復旧費は522万7,000円の増額でございます。

小災害復旧工事は7月2日、3日の大雨による復旧費で、農林道など8か所の復旧費でございます。

農地災害復旧工事は谷ヶの農地応急復旧工事費でございます。

次に、12、13ページをお開きください。

1目公共土木施設災害復旧工事は1,860万6,000円の増額でございます。大雨による復旧費で、花沢等25か所の復旧費でございます。

3項観光施設災害復旧費、1目観光施設災害復旧費は30万円の増額で、大野山駐車場の復旧費でございます。

4項その他公共施設災害復旧費、1目その他公共施設災害復旧費は88万円の増額で、丸山の調整池の土砂撤去費でございます。

13款予備費については476万1,000円の減額でございます。

14、15ページをお開きください。

給与費明細書でございます。

職員の時間外勤務手当や会計年度任用職員が変更となっております。後ほどお目通しいただければと思います。

説明は以上でございます。

議 長
総務防災課長

総務防災課長。

本補正予算には、6月30日から7月3日にかけての雨による災害復旧費が含まれておりますので、7月上旬を中心とした大雨に関する報告を補足と

して説明させていただきます。

まず、気象概況でございますが、本州付近に停滞した梅雨前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込み、大気の状態が非常に不安定となり、断続的な雨となりました。

降水の状況でございますが、アメダスによる総降水量は丹沢湖で430.5ミリ、県内では箱根町で856ミリを記録いたしました。

本町に発令された気象警報でございますが、大雨警報が7月2日金曜日、午前9時35分に発令、土砂災害警戒情報が7月3日土曜日、午前6時40分に発令されました。このような中、町では7月3日午前8時40分から三役及び児玉議長に出席いただき、防災対策会議を開催し、気象状況及び町内の被害状況について情報共有を図るとともに、今後の対応について協議をいたしました。

現時点で把握している被災状況でございますが、主なものは土砂流出16件、道路等の崩壊12件、水路等への土砂流入5件、倒木3件などとなっております。けが人等の人命に関わる報告は現在までは受けておりません。

私からの報告は以上となります。

議長 説明が終わりましたので、議案第43号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

9番、府川輝夫議員。

9番 府川 6ページの歳入の財政調整基金が、たしか5億円ぐらいあったのかなど。それから4,000万円、ここに持ってくると。これは先ほどの説明だとコロナ対策、あるいは大雨復旧ということでしたけども、もう少し詳しい説明というか、もしできれば歳出のほうのどこに絡んでくるのかあたりも含めて御説明していただければありがたいと思います。

議長 財務課長。

財務課長 財政調整基金でございますけども、これは4月でしたか、令和2年度の最終補正を専決処分で報告させていただいたときに、令和2年度末で5,000万円を積み立ててございます。そのときに、今後の令和3年度のコロナウイルス対策にという名目で積み立てたものでございますけども、今回、コロナウイルス対策とともに大雨による災害があったもので、そのための一般財源と

して繰り入れてございます。

主な使途としましては、商品券に対する繰出金であるとか子育て支援全般の足りない部分、国の地方創生臨時交付金で賄えない部分の充当と、あと大雨による災害復旧費に充当しているものでございます。

以上でございます。

議 長 府川輝夫議員。

9 番 府 川 まあ数字的に見ると3,900万円の商品券のところが中心なのかなというふうな感じは受けてはいたんですけども、今の説明でまさにそうだということで。確かにコロナ対策で5,000万円というようなことを前からお話があつて、それは当然必要なべきときは必要だろうというふうに感じておりましたけれども、これが果たして商品券の、この次の、また議案で、商品券のもう少し詳しい内容の説明があろうかと思えますけれども、それほど、この災害だとかコロナで接種したり何とかしなくちゃいけないという展開はさらに進めていくべきでしょうけれども、この財政調整金は、やっぱり大切な蓄えだというふうに感じております。それをあえて、ほぼ全額、商品券の上乗せ部分に使われるのはちょっとどうなのかなというところがありますけれども、その辺は町長、どのようにお考えでしょうか。

議 長 町長。

町 長 ワクチンというかコロナに関しては非常に長期化してると。そしていろいろな、去年もかなりの商品券等でもやりましたけども、まだまだ一般の事業者の方等については、非常にまだコロナに対するもので、非常に御商売等いろいろなところで影響が続いているというようなことを考えますと、やはりこれから暮れにかけて、どうしてもこういったようなことは必要だろうというふうに考えておりますので、ここで、もし皆さんに決めていただいても、実際に発行して使えるにはどうしても10月頃になってしまいますので、その辺りがやはりコロナで一番大変になるときではないかというふうに思っておりますので、その辺をぜひ御理解いただけたらというふうに思っております。

議 長 府川輝夫議員。

9 番 府 川 まさに今、町長の言葉から発せられた事業者、事業者が大変な思いを、そして、またこの神奈川県の特例な警戒になってからはお酒が出せないとい

うようなことで、山北の私の知ってる営業されてる方も、当分の間休まなくてはいけないというような状況。私個人としては、プレミアム事業者を少しフォローする方法ではなくて、タイミングがこれを考えたときには、まだ神奈川版の緊急対策ではなかったというところは理解できるんですけども、そちらのほうに直接的な第何回目の支援かはちょっと覚えてませんが、されたほうが効果があるのではないかなと思ひまして、質問をさせていただきました。

議 長

町長。

町

長

県のほうからこういったような緊急事態に伴うようなことになりましたんで、それに対しては副知事のほうから直接電話をいただいて、今回はそういったお酒を提供するところには先払いで補助をするというような県の考えでございますので、それらを見ながら、もし足らなければ、町として、またさらに追加というふうなことも考えなければいけないというふうに考えております。

議

長

ほかに質疑のある方はどうぞ。

2番、山崎政司議員。

2番山崎

10ページ、11ページで農地災害事業の関係で、谷ヶの防災工事の費用が出ておりますけども、御存じのように、令和元年、台風19号で大きな土砂災害がありまして、長期間にわたって復旧工事を進めてまいりました。

ところが、今年の7月3日の大雨で、復旧した現場がまた崩れてしまったということで、ここでまた復旧しなきゃいけないという状況になっているわけなんです。そういうことで、非常に費用を、せっかく復旧をした現場が、また改めて費用を投入しなきゃいけないという形になっているわけなんですけども、果たして台風19号の復旧に当たって、復旧の工事の設計について妥当であったかどうか、町のほうでどのように御判断されているものなのかをお尋ねしたいと思ひます。御存じのように、現地は火山灰のスコリアの土質ですので、当然、今まで進めてきた工事の内容では大雨が降れば土砂災害がまた発生することが想定されたのではないかとこのように考えるわけなんですけども、町の台風19号における復旧の設計が妥当であったかどうか、ぜひ御見解を伺いたいというふうに思ひます。

議長 農林課長。

農林課長 お答えいたします。

谷ヶの現場につきましては、議員御質問のとおり、令和元年、令和2年と今回、3回の被災を受けていることになっております。ただし、厳密に言いますと、復旧した箇所は今回被災を受けておりません。簡単に言いますと、復旧した箇所のその横であったり離れた場所から土砂が流出して、土砂の流出先は同じ農地になっておりますので、これなぜかと申しますと、令和元年災、令和2年災におきまして、国庫事業の災害復旧事業を実施しておりますが、国庫事業というのは基本的に原形復旧ということが原則になっております。または原形復旧ができない場合は機能を回復する工事が目的になっておりますので、例えば、のり面が崩れた場合はのり面を直す、土砂が農地に入ってしまった農作物を埋めてしまった場合は、その土砂を除き埋まってしまった農作物を取り除いて、もう一度植えるようにすると。要は、災害を受ける前の状態に戻す工事しかできないような決まりになっておりますので、令和元年災でのり面が壊れて農地に流出した場合、そののり面を復旧して農地の土砂を排土したというのが工事の概要でございます。

今回、7月3日に被災を受けた現場に関しましては、令和元年災で直したのり面のすぐ横2か所から土砂が流出して同一の農地に土砂が流出したという形になっておりますので、今回は土砂のまずは応急復旧として、土砂の排土を行います。ただし、議員の御質問のとおり、これまでどおり原形復旧の国庫事業を実施するとすると、実はその被災を受けた上部箇所、山頂に近い上部箇所が、おっしゃったとおりスコリアの関係で崩れておりますので、これまでどおりの国庫事業を導入しても、おそらく同様の雨量があった場合に、また流出されて農地が埋まってしまうという危険性がございますので、今回、11ページの予算で、下のほうの農地災害復旧事業、こちらにつきましては、かご枠工という形で土波ではなくて、まず農地の一番のり面のところをかご枠工でやりまして、11ページの中段にある谷ヶ地区農地防災工事、こちらに関しましては、メッシュ柵というのをその崩れている上部、要はここは農地ではない場所なんですけども、そちらに設置をしまして、崩れてくる土砂を徐々に段階的にメッシュ柵でとどめまして、ある程度二、三年をかけて、そ

の崩れている山を安定させていくというような工事を考えておりました、おっしゃっているとおりに応急復旧はするんですけども、流出防止を行うため、今回は1本の工事ではなくて2本の工事として防止と応急復旧両方分けさせていただいておりますので、ここで谷ヶ地区農地防災工事については、今後、流出をさせないための防止工事、農地災害復旧工事については、今現実に土砂が流出して農地が崩れてしまっているのです、そこを応急的にまずは復旧するという工事の2本で計上させていただいている状況でございます。

議 長 山崎政司議員。

2 番 山 崎 説明は分かりましたけども、そうしますと、今回の2本の復旧工事によって、改めて同一箇所が崩れることはもうないという判断をしてよろしいでしょうか。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 先ほども申し上げましたけども、一度崩れてそれを令和元年災の復旧工事で直してるんですけども、そこは今回崩れてませんので、同じ雨量であれば今後も復旧した箇所については崩れること、被災を受けることはないと考えております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

11番、堀口恵一議員。

11 番 堀 口 11番、堀口です。

今の関連質問なんですが、現状の崩れているところというのは、確かに、今回施工したところは崩れてないんですが、ほかから崩れているということで、現地見ますと地山との擦りつけの間のところがみずみちになってしまっただけで、結局本来の施工の部分はちゃんと押さえられる構造になってるんですけども、擦りつけ部分が土のうかなんかで押さえてるんですか、みんな流れ出しちゃってると思うんですけども、どうしてもみずみちができてしまう。要するに、水たまりを作ってどっか強度を高めれば弱いところに流れちゃうという仕組みになってるんで、みずみちの設計をちゃんとやらないと、おそらく同じことが、いくら同じ形で直してもどっかしらから水が流れ出るということになってしまうと思うんですね。

ですから、そこら辺の水の設計というのはされないんでしょうか。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 今おっしゃっている形の中でも、実はこの災害が起きる前に、暫定的に水を回す一番上の段のところの勾配を修正をかけて、ある程度応急的には、水の回すことを実はしていたんですけども、やはりちょっと雨量がその想定を超えておりました、今回被災を受けたという形になっております。ただし、ここに恒久的なかなり構造物を設置する、例えば水路であるとか大きな擁壁というものは、なかなか場所的には、地勢的には設置することはちょっと難しいので、水のことも当然考えておるんですけども、先ほど申し上げたように、まずこの山になっている部分が安定するような形で誘導していかなければならないという今考えなんですよ。

安定させるには、ある程度こちらがコントロールできる形で崩れていくのをコントロールしていく、簡単に言うと、小高い山が崩れながら平にしていこうということを考えている状況でございますので、ですから、ある程度の土砂は流出するんですけども、それはこちらの構造物で受け止めて、さらにネットの場所を徐々に変えて全体的な安定を目指すというようなことを考えておりますので、現在、3年から5年をかけて、この山の安定勾配にさせるというようなことを考えておりました、その初年度が今年という形になっております。ただし、やはり想定されるというか、かなり例えば時間50ミリ以上の雨が降ったときには、ここに限らずどうしても土砂のほうは崩れていってしまいますので、そういった場合にはもう対症療法ではないですけども、今回のように応急処置が必要となる箇所だというような認識は持っております。こちらについては、みずみちをじゃあどうするのかということも含めて、来週、地元の農道組合の役員さんと、今回の被災と今後の工事の内容につきまして説明会、打合せを持ちまして、地元とこの農地の所有者の皆さんと一緒に、この山はどうやって防いでいくというか、保全をしていくかというのを調整していく今予定になっておりますので、そこで全体的に農道を活用しながら水路を新しく造る、そういうような御希望がもし上がってくれば、そういった形で、かなり長期の計画になるとは思いますが、対応していかなければいけないとは考えておるんですけども、初めに申し上げたとおり、こちらに関しては、この崩れている山というのがおそらく50年ほど前に酪農をやっ

てたという形で、それ以降、農道もなくともう完全に放置をされている、言わば全部民地の山なんですよ。なので、例えばここが農地でなければ、治山工事とか砂防工事といったことを考えられるんですけども、こちら地目上は農地になっておりますので、例えば林業とか治山といったことの大きな防災工事というのができない状況になっておりますので、今のところは、先ほど申し上げた考えで、この山を安定的な方向に導いて対応していくということが今予定している状況でございます。

議 長
11 番 堀 口

堀口議員。

11番、堀口です。

取りあえずとしては、現在の設計の形を取りあえずは造るということになるかと思うんですけども、ちょっと疑問に思ったのは2段目のところなんですけれども、段々になってますけど2段目のところが、縁が盛り上げて水面のつもりでしょうか、ずっとつながってるわけなんですね。そうすると当然、水が、雨がくればここがプールになるわけで、プールになっちゃった場合にはどこかしら弱いところが抜けちゃうということで、先ほど言ったみずみちという話になってしまうのが普通の考え方かなと思うわけなんですけれども、取りあえずはこの予算で見てるのは、そういった現状での設計を前提にしてやっていくということでもよろしいわけですね。確認です。よろしい。

議 長
農 林 課 長
議 長

農林課長。

おっしゃる通りです。

ほかに質疑のある方はどうぞ。

13 番 石 田

13番、石田照子議員。

13番、石田でございます。

9ページの児童福祉総務費なんですけれども、先ほど消耗品費、図書カードの配付ということをお説明いただきましたけども、年齢をもう一度確認なんですけれどもお願いいたします。

議 長
福 祉 課 長

福祉課長。

この消耗品、図書カード等で、等というのはQUOカードです。図書カードが5,000円分、QUOカードが5,000円分です。

年齢ですが、ゼロ歳から15歳までの全ての子どもがいる世帯ということに

なっております。

議長 長 ほか。

12番、富田陽子議員。

12番 富田 田 この時期に子育て支援事業で、この900名分に配られるというのはどういった理由があったのでしょうか。

議長 長 福祉課長。

福祉課長 9ページの下に、子育て世帯生活支援特別給付金、こちら国が5万円、町が1万円を上乗せして6万円を給付するというを行うんですが、このタイミングに合わせて、こちらのほうがその6万円の支給のほうは、低所得の子育て世帯ということになりまして、対象人数が122名ということになります。それ以外の子育て世帯もコロナの影響は受けていないわけではないんですけども、そこに対して広く子育て世帯を支援するというところから同じタイミングで、今回掲示をさせていただいたというところでございます。

議長 長 富田陽子議員。

12番 富田 田 時期のことに関しては理解いたしました。これまでコロナ対策としては、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というのを活用して、コロナ対策でいろんな事業、いろんなことに使われていたかと思うんですけども、今回のこれに関しては一般財源で支援するということなんでしょうか。

議長 長 財務課長。

財務課長 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ですけども、予算書の6ページのほうを御覧いただければ分かると思うんですけども、今回2,867万8,000円を増額補正いたしまして、補正後の額として1億149万7,000円となっております。この1億149万7,000円というのが、今回の3次分の山北町の限度額という形になりますので、これ以上はもう交付金は来ないという状況でございますので、それを越えた部分については一般財源で対応していくという方向で、今コロナウイルスのほうは対応を考えておりますので、一部ですけども、子育て世帯臨時給付金のほうにも一般財源が入ってるという形になります。

以上でございます。

議長 長 富田陽子議員。

12番 富田 今、この限度額をもう越えてしまったということなんですけれども、今後はもうこの交付金を受けられないという解釈でよろしいのでしょうか。

議長 長 財務課長。

財務課長 今後、国のほうの動向がどうなるかというのが、まだ明確なことがないんですけども、今現在の情報では補正での対応はないというような情報は流れてまして、あるとすれば翌年度の、新年度の予算ではないかと言われてるような状況でございますので、また、これは今後国の動向によって、また変わってくる可能性がございますので、そのときには、随時また御報告させていただきたいと思っております。

議長 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

3番 和田 3番、和田成功議員。

和田 関連で、図書カードを5,000円分、QUOカード5,000円分という御説明がありました。現金ではなく図書カード、QUOカードというふうな支援の方法に至ったところをちょっと説明いただきたいと思います。

議長 長 福祉課長。

福祉課長 今回、図書カードとQUOカードということでさせていただいたわけですが、今回、この後に商品券の説明もございしますが、商品券という考えもなかったわけではないんですが、商品券は町内の事業所でたくさん使えますけども町外では一切使えません。図書カード、QUOカードでありましたら、町内で使えるお店は少ないですが町外ではたくさん使えるところがあるというところから、もらう側の立場に立ったときに子どもに関連するいろいろなものを購入してもらいたいというところから、図書カード、QUOカードのほうを使い勝手がよいだろうというところから、図書カード、QUOカードに交換させていただいたということです。

それから、有効期限の関係もあるかと思っております。商品券のほうで、また説明があるかもしれませんが、商品券は2月28日で、図書カードについては10年、QUOカードについては有効期限はございませんので、そういった面も考え合わせて図書カード、QUOカードとさせていただいた次第でございます。

- 議 長 福祉課長。
- 福祉課長 すみません、なぜ現金にしなかったのかというお話でございますが、現金という手もないわけではないかと思うんですが、振込の関係ですとかすぐに使ってもらえるということで現金ではなく図書カード、QUOカードで配付するというふうにさせていただいたところでございます。
- 議 長 和田議員。
- 3番和田 町内の商品券だと使い勝手が悪いとかというもので図書カード、QUOカードというお話でしたけれど、やっぱり町内の事業者は大変厳しい状況に置かれている現状があるわけで、一般財源を投入して、こういう支援をするのであれば、併せて町内事業者の支援も見据えて、できれば町内で使える町内の商品券というのが両方に効果的ではないかというふうに考えますし、図書カード、QUOカードは町内で使える事業者が大変少ないと思うんですね。ほぼ、それが町外に流出するよりは町内循環ということをやっぱり視野に入れて検討というか考えるべきではなかったかと思うんですけど、その辺について、町長はいかがでしょうか。
- 議 長 町長。
- 町長 今回は、とにかく国のほうの子どもについて、5万円、国のほうが出るということで、そこから外れてしまう人を、何とか単費でもいいから、町の人に出さないかということで考えました。そのときに、やはりお子さんについて一番使いやすいようなものがないかというようなことで、当初は図書カードを全てというふうに考えたんですけど、図書カードだけだとやはり限られてしまうので、じゃあ半分はQUOカードがいいんじゃないかということで考えましたので、あくまでもお子さんにとって使いやすいものがないかというふうに考えましたので、その辺は御理解いただければというふうに思っております。
- 議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。
- 13番石田 13番、石田照子議員。
- 13番石田 13番、石田でございます。
- 先ほど、総務課長のほうから土砂災害について、詳しく御説明ありましたけれども、ちょっと件数だけだったので、場所等分かればゆっくりと御説明

いただきたいんですが。

議 長

都市整備課長兼新東名対策室長。

都市整備課長兼新東名対策室長

主立った町道関係でよろしいでしょうか。

一番被害を受けましたのは、洒水の滝の手前ですね、花沢、鮎沢川からかなりの土砂が流出しております。それと、川村用水の長生沢というんですかね、日向地区の河村城址から日向のほうに流れてる沢があるんですが、そちらも日向地区までかなりの土砂が流出しております、水路を埋めちゃったような状態でございます。それと、その隣といいますか西の沢からも土砂が流出しております。

それと町道関係は、谷峨小山線がこれゴルフ場さん行く道なんですけども、そちらのほうものり面がやられたりとかしてございます。それと、この近所ですと、鉄道公園の先の桜の木が、途中倒木がありまして町道部分もめぐりあげられちゃったというような、これまだ処理し切れてございませんけども、そういったところとか、あと町道で言いますと滝入口線ですね、これ山北中学校の奥に行く路線ですけども、こちら路肩の崩壊とかが発生してございます。

主立ったところはそのようなところなんですけども、以上でございます。

議 長

石田照子議員。

13 番 石 田

今、町道の御説明をいただきましたけれども、この町道の被害によって、どこか畑ですとか民家とか被害があった場所というのはないんでしょうか。

議 長

都市整備課長兼新東名対策室長。

都市整備課長兼新東名対策室長

一部、花沢から流出しました土につきましては、下流にありました洒水園さんの駐車場といいますか、そちらのほうに止めてあった車にも流れ込んでしまったりとか、その隣の民家に土砂が流出してしまった、流れ込んでしまったというのがございますけども、その他につきましては、うちのほうでは連絡は受けてございません。

議 長

石田照子議員。

13 番 石 田

先ほど日向地区の被害のこと御説明ありましたけれども、これは日向へ行く農道ということですか。

議 長

都市整備課長兼新東名対策室長。

都市整備課長兼新東名対策室長

日向地区は水路、長生沢という沢が日向地区の一番道路寄りといいますか、山裾のほう流れておりまして、そちらの水路に土砂が流れ込んでしまったということで、民地、農地のほうには流れてたまってはございません。水路のほうに流れ込んでしまったということでもあります。

議 長 石田照子議員。
結構です。

13 番 石 田 ちよっと私の情報によりますと、何か水路があふれて畑に土砂が入ったようなことをお聞きしましたけども。

議 長 農林課長。

農 林 課 長 そちらにつきましては、農免道路、宿平山線から並松と言われる農地に下りていくところの農道についている水路と、その下に農地につながる水路があるんですけども、そこに土砂がたまってしまって、その水路にたまった土砂が一部農地というか、畦畔部分に出てしまって土が出てしまったという形なんですけども、その農地については、何か作物が植わっていたというような状況ではございませんでしたので、農業的な被害は、そちらにはなかったんですけども、農道と一部農地というようなところには土砂が流出していた状況でございます。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 そうしますと、その水路は、町が土砂を撤去していただくということで。今課長、何も畑には作物が植わってなかったとおっしゃってましたけれども、作物が植わっていたところにも土砂が入ったようなんですけども、そうすると、その水路の管理者、それが原因で畑に、田畑に土砂が入ったとすると、その現状測器というのは水路管理者じゃないかと思うんですけど、その辺はいかがなんでしょう。

議 長 都市整備課長兼新東名対策室長。

都市整備課長兼新東名対策室長 すみません、状況をまだ確認し切れてない部分もございますので、もう一度現地のほう確認させていただいて、必要な措置、取らせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 石田議員、よろしいですか。

その他、質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので、議案第43号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、採決いたします。
議案第43号について、原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議 長 起立全員。よって、議案第43号は原案どおり可決されました。
日程第4、議案第44号 令和3年度山北町商品券特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

町 長 議案第44号 令和3年度山北町商品券特別会計補正予算(第1号)。
令和3年度山北町の商品券特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,927万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ1億625万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表、歳入歳出予算補正」による。

令和3年7月21日提出。山北町長 湯川裕司。

提案理由でございますが、今回の補正予算はプレミアム付商品券を発行するため、歳入歳出それぞれ9,927万2,000円を増額補正するものです。

詳細については担当のほうから説明いたします。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長 それでは、議案第44号 令和3年度山北町商品券特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

17ページ、18ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、1款の財産収入及び3款繰入金で9,927万2,000円の増額補正で、補正後の予算額は1億625万9,000円とするものでございます。

次に、歳出につきましては、1款の商品券売払費と歳入の同額の1億625万9,000円に増額するものです。

19ページ、20ページを御覧ください。

事項別明細書の御説明いたします。

2番の歳入でございます。

1款1項1目の物品売払収入につきましては、プレミアム付商品券の売払収入でございますが、1冊5,000円のプレミアム付商品券を1万2,000冊分販売することとし、6,000万円増として計上しております。

次に、3款1項1目の一般会計繰入金でございますが、プレミアム付商品券の販売に係るプレミアム率となる50%相当額の3,000万円や事務費相当額として、3,927万2,000円を計上しております。

3、歳出でございます。

1款1項1目の商品券売払費につきましては、総額9,927万2,000円を増額するものです。

まず、商品券売払事業として9,791万9,000円を計上しております。

こちらの内訳でございますが、事業費につきましては、商品券自体の印刷製本費と商品券の販売に係る事務経費でございます。

役務費につきましては、購入申込みをされた方への購入引換券等に係る郵送料でございます。

委託料につきましては、申込みを受けた方への購入引換券の発送に際し、送付先に関するデータを印刷及び発送する業務の委託料でございます。

負担金補助及び交付金につきましては、今回のプレミアム付商品券に関する問合せを受けるコールセンター業務を商工会に担っていただくための助成金でございます。

償還金利子及び割引料はプレミアム付商品券の換金代金でございます。商品券の売払収入の6,000万円と50%のプレミアム相当額3,000万円の合計となる9,000万円でございます。また、今回のプレミアム付商品券の販売業務に際し、会計年度任用職員を3名任用させていただく予定ですので、この経費として、説明欄に記載されているとおり、報酬、職員手当等共済費用費として135万3,000円を計上しております。

最後、21ページをお開きください。

給与費明細書でございます。

会計年度任用職員が3名追加となったことによるものでございます。

詳細については、後ほどお目通しください。

また、先ほど卓上配付として、今回の商品券の概要というもので、参考資料を配付させていただいてますので、こちらについてもよろしく願いいたします。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたので、議案第44号について質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

9番、府川輝夫議員。

9番 府川 プレミアム商品券なんですけども、昨年度2回でしたっけ、実施したのかなと思います。全員協議会等でも、その評価は若干お聞きはしてますけれども、改めて今回やるに当たって、昨年度の事業の実施した評価というんですか、特に町内のほうの業者がどのぐらい効果があったのか。あるいは、これは数字的に分からないのかもしれませんが、本来、困ってる方が求めるものが、この意味だと思うんですね。目的のところ、感染症が影響長期化していることを受け、町民の生活を支援するためと。ただ一方、どうしてもお金を持ってられる方が、ある程度締められちゃうのかなというようなこともちょっと個人的には懸念材料があるんですけども、プレミアム商品券そのものが私は悪いものではないと思っているんですけども、去年の実施した評価に基づいて、今回はプレミアム率を厚くしたのか、その辺を、まず含めて、まず去年の評価を改めて御説明していただければと思いますけども。

議長 商工観光課長。

商工観光課長 お答えいたします。

プレミアム商品券、昨年度新型コロナウイルス感染対策の関係については、事業に基づいたアンケート調査のほうを実施させていただいております。この商品券事業につきまして、やはり町民を対象、また事業者を対象という形でアンケートの回答をいただいておりますが、まず、町民に関しましては、経済効果があったと思いますかという御質問に対して、思うという形、また

少し思う、こちらを合わせると96%が効果があったというふうな回答をいただいております。そういった意味では、町民の望まえた事業に該当したのではなかろうかとは考えております。

続いて、事業者に関してですが、事業者の満足度については、ちょっと寂しいという形ではありますが、満足が33%、これに対して、やや不満という形が67%という形になっておりました。こちらはあくまでも該当する内容は、期間が短かったとかそういう形で経済効果が回ってこないような事態が発生していたという形の御意見をいただいております。

それらを踏まえて、今回、双方は、やはりメリットはあるような形のもの考える必要性があるというところから、今回、プレミアム率についても、やはりアップをさせる必要がある、また事業期間についても、昨年度は年末に向けてという形で調整させていただいたわけなんですけど、期間が短過ぎるというような御意見もございました関係で、期間をある程度長く持ちたい、そういった発想から、今回、プレミアム率のアップ、それと期間を昨年度よりも2か月ほど長く設定できるように、今回の補正予算として計上させていただいた次第でございます。

以上でございます。

議 長 府川議員。

9 番 府 川 今、去年のことを勘案しながらアップ率を高めたということなんですけども、このアップ率になった具体的な根拠というか、理由というのが具体的にあれば御説明願いたいと思います。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 先ほども申させていただきましたが、町民と事業者が双方ある程度メリットがあるような形で考える必要性があると思いました。近隣、今年度実施をしているのは開成町のみです。開成町につきましては、いわゆる100%のプレミアム率を設定させていただいてます。また、昨年度事業実施した松田町と大井町については20%、南足柄市は43%というような設定がされておりました。

アンケート結果に基づきますと、昨年度山北町としての事業としては30%と過去最高の比率を設定したわけなんですけど、それでも満足度は決して高い

ものではなかったということも踏まえまして、今回、双方がある程度見て地域経済の活性化という形を考えると、ある程度プレミアム率はもう少し上げる必要があるというように想定して、50という形を想定させていただいた次第です。

議 長 府川輝夫議員。

9 番 府 川 今、担当課のお話は分かりました。改めて町長のお考えを御説明というか、お考えを示していただければと思うんですけども。

議 長 町長。

町 長 前回の反省点というんですか、プレミアム率が約3割というようなこと、そして使われた方が、お買いになった方の使われた率が99.数%ということで、ほぼ全額買われた方は使っていただいている。そして、期間がちょっと短かったのではないかというような反省点もございます。そういったようなことを含めながら、期間も少し長く、そしてプレミアム率も高くして、そして、皆さんに、町民の生活支援というふうなこともございますので、そういった意味では皆さんに使っていただけるような、そんなようなことで考えておりました。

ですから、前回は前回でやはり若干の反省点というのは、当然ありますんで、そういったことも含めながら、そして目的のもう一つにあります消費を喚起して地域経済というようなことで、こういったような2点から今回このようにさせていただきました。ぜひとも、だから一つ考えておりますのは、逆に言って、もし皆さんからもっと欲しいと言われた場合は、どうするかということで、それは追加のほうも考えておりますんで、そういったようなことがもしあれば追加での発行はある程度していきたいというふうに考えております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

12番、富田陽子議員。

12 番 富 田 この実施スケジュールの予定を見ますと、8月1日に事業者を募集すると書いてありますけれども、この事業者については、何か条件とかがあったりするんでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商工観光課長

すみません、資料探すのにもたつきました。申し訳ございません。

商品券の取扱い事業者に関しましては、こちらの山北町の商品券の取扱いに関する要綱、またプレミアム商品券の取扱いの要項、実施要項等がございますので、それに基づきまして、事業者等にお越しいただく必要がございます。この事業者につきまして、事業者としての形態なんですけど、この要綱上で言いますと小売業、飲食業、洗濯業、理容業、旅館業、建設業、運輸通信業、ここでは旅行業を含むそうです。また物品の販売や貸付け、もしくは役務の提供等に係る事業という形になりますので、この事業者登録がされている方でしたらば事業者登録をさせていただくことはできますので、それで御理解いただきたいと思います。

議 長

富田陽子議員。

12 番 富 田

前回のプレミアム商品券の発行の際も、対象事業者を増やすようにしますみたいな御回答があったかと思うんですけども、実際に、この登録事業者というのは増えているんでしょうか。

議 長

商工観光課長。

商工観光課長

現在、7月の段階でおきますと、一応98の事業者という形になっております。

また、前回のものでプレミアムの事業だけに参加したのが2事業者ありましたので、現在はちょうど100事業者という形になっております。

その以降も、新たに店舗を開設している事業者さんもございますので、当然、こちらの方々にも声かけをしたり御案内をしなきゃいけないと考えております。そこら辺も含めまして、実は、この8月1日号で事業者募集というものを設定させていただいてる状況でございます。

以上でございます。

議 長

富田陽子議員。

12 番 富 田

そうしますと、前回で2事業者が増えて、今は100事業者ということなんです。

議 長

商工観光課長。

商工観光課長

はい。現時点では、一応100事業者と考えてます。

議 長

ほかに質疑のある方はどうぞ。

13番、石田照子議員。

13 番 石 田 13番、石田でございます。

20ページの商品券売払費のところの町商工会助成金の154万3,000円なんですけれども、ちょっと私の聞き間違いでなければ、コールセンター業務とお聞きしたんですけれども、そのとおりでよろしいですか。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 こちらの助成金は、先ほど御説明させてもらったコールセンター業務の関係になります。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 別に頂いた資料の注意点のところを見ると、電話での予約や先着順の販売は実施しませんとあるんですけれども、このコールセンター業務というのは、どのようなことをされるのでしょうか。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 昨年も実際に申込みをして、いつ届くのかとか、そういったちゃんと自分は登録できているのかとか、そういうふうな形のお問合せもございましたので、そういった形が主な内容かなと考えております。

議 長 石田照子議員。

13 番 石 田 そういった問合せは役場のほうにかかってくるんじゃないかと思うんですけれども、やはり問合せは商工会の何番何番ですみたいな御案内はするということですか。

議 長 商工観光課長。

商 工 観 光 課 長 コールセンターの一番連絡が来るのは引換券が届いた段階になっているかと。その引換券にはそのコールセンターの案内番号が全て書いてありますので、そちらのほうでも確認できると考えております。

議 長 ほかに質疑のある方はどうぞ。

質疑が終わりましたので、議案第44号について討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

議 長 御異議ないので、採決いたします。

議案第44号について、原案に賛成者は起立願います。

(全員起立)

議

長 起立全員。よって、議案第44号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、令和3年第4回山北町議会臨時会の議事日程を終了しましたので、閉会といたします。

なお、11時5分から401会議室において全員協議会を開催しますので、よろしく願いいたします。

(午前10時51分)